あおぞら便りNo.86 2025年5月号

あおぞら税理士法人 編集 鈴木 裕之 発行

〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地 TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711 HP URL https://tax-aozora.com

十四節気では、立夏を迎える5月が夏の始まりです。暑い日が増える時期となりますので、ご自愛ください。 掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。

「医療費のお知らせ」に記載されない医療費

医療費控除を適用する際に、「医療費のお知らせ(医療費通知)」を利用されている方もいると思います。 この書類には記載されない医療費があるため、ご利用の際には十分ご注意ください。

医療費のお知らせ(医療費通知)◆

とに「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付して 提出しなければなりません。

ただし、健康保険組合や市町村などの医療保険者が「医療費 のお知らせ」「医療費通知」などの名称で交付する、かかった医 療費の情報が記載された書類(以下、医療費のお知らせ)につい て、一定の要件を満たす場合には、その「医療費のお知らせ」 を添付することで「医療費控除の明細書」の作成に代えること ができます。

医療機関を受診される機会が多い方ほど、領収書から「医療 **費控除の明細書」を作成するには大変な手間がかかることや、** 「医療費のお知らせ」を添付すると領収書の保存が不要となる ことから、「医療費のお知らせ」を利用される方もいるかと思いります。 ます。

利用の際には、支払った医療費のうち記載されていないもの がないか、領収書と突合したり、「医療費のお知らせ」に記載さ れている注意事項等を確認いただいたりすることが肝要です。

記載されない医療費◆

「医療費のお知らせ」は、基本的に診療の際に保険適用とな るものが記載されています。そのため、保険適用とはならない、 いわゆる自費扱いとなるものは記載されません。

たとえば、令和6年10月から開始した「特別の料金」の支払 医療費控除を適用する際には、支払った医療費の領収書をも、は、医療費控除の対象となりますが、保険適用外であるため、 記載はされません。

> 後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある医薬品で、 一部の先発医薬品の処方等又は調剤を希望した場合 には、「特別の料金」を支払うこととされています (令和6年10月以降)。

この「特別の料金」については、対象となる先発医薬 品の価格の一部に相当する金額を支払うものであり、 治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価として、 医療費控除の対象となります。

(国税庁「No.1122 医療費控除の対象となる医療費 Q6」 より)

そのため、この支払が発生した場合には、領収書の保存と、 この領収書をもとに「医療費控除の明細書」を作成する必要があ

この他、協会けんぽの場合は、保険適用となる診療であっても、 個人情報保護の観点から特定の診療科分について記載がされない ため、これを含めるには協会けんぽへ作成依頼をする必要が生じ るなど、医療保険者によって記載の対象が異なるケースがありま す。

なお、マイナポータル連携で取得できる「医療費通知情報」も 「医療費控除の明細書」の作成に代えることができますが、書面 での「医療費のお知らせ」と記載されている情報の範囲が異なり ます。ご注意ください。

参考: 国税庁タックスアンサー「No.1120 医療費を支払ったとき (医療費控除)、No.1122 医療費控除の対象となる医療費」他

	お仕事カレンダー			
5月12日(月)	源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付(4月分)			
5月15日(木)	障害者雇用納付金の申告期限			
5月31日(土)	3月決算法人の申告・納税、9月決算法人の予定納税 (6月2日期限)			
	(前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費年税税額が48万円超400万円以下			
	6月・9月・12月決算法人の消費税予定納税 (6月2日期限)			
	(直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)			
	自動車税の納付 都道府県の条例で定める日まで(6月2日期限)			
	健康保険・厚生年金保険料の支払期限 (4月分)(6月2日期限)			

あおぞら便りNo.86 2025年5月号

2025 年度の雇用保険料率と賃金の考え方

2025年度の雇用保険料率が公表されました。2025年4月1日から2026年3月31日まで適用されます。 新しい雇用保険料率と、雇用保険料等の対象となる「賃金」について解説します。



2025 年度の雇用保険料率

2025 年度の雇用保険料率は、前年度から引き下げ(従業員負担で 0.5、会社負担で 0.5、合計で 1.0)となります。

2025年度の雇用保険料率

	従業員負担	会社負担	合計
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	14.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	16.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	17.5/1,000

雇用保険料の対象となる賃金

雇用保険料の対象となる賃金は、「労働の対償として会社が 従業員に対して支払うすべてのもの」です。給与、手当、賞与、 その他名称は問いません。

これも対象? 迷いやすい手当

通勤手当

→ 対象です

所得税が非課税であっても、雇用保険料の 対象となる賃金に含まれます。

住宅手当や家族手当 → 対象です 時間外労働等の割増賃金の計算基礎には なりませんが、雇用保険料の対象となる 賃金に含まれます。

なお、食事や社宅など「現物」で支給しているものについては、従業員が一部負担していれば、雇用保険料の対象となる賃金には含まれないのが原則です。ただし、その負担額が実際の費用の3分の1を下回っている場合は、その差額を賃金として取り扱うことになります。

離職票等に記載する賃金

ここで、「離職証明書」、いわゆる「離職票」についても触れておきます。従業員が退職して失業した時に受ける「失業手当」等の給付は、雇用保険の制度です。これらを受けるために必要となるのが「離職票」です。

この離職票には、退職前の賃金が記載されますが、この場合の賃金は、雇用保険料の対象となる賃金のうち、「臨時に支払われる賃金」と「3ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金」を除いたものになります。

「臨時に支払われる賃金」とは、支給されることがまれであるか、不確実であるものをいいます。また、「3ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金」とは、毎月の定期給与以外の賃金のうち、年間を通じての支給回数が3回以下のもので、いわゆる「賞与」を指します。

このように、雇用保険料の対象となる賃金と、離職票に記載する賃金は、少し範囲が異なります。

雇用保険料率の改定にあわせて、給与計算や離職票作成時に適正な処理がされているかどうか、確認してみるとよいでしょう。

お 仕事 備 忘 録

- 1. **住民税の改定対応**…6月は特別徴収を行う住民税の改定月です。一部の方には引き続き定額減税が実施されます。早めに税額 通知書を確認し、給与計算ソフトのマスターデータ(住民税の額)を変更しておきましょう。
- 2. **自動車税の納付**...4月1日現在、自動車(軽自動車を除く乗用車やトラックなど)を保有している場合には、自動車税が課されます。自動車税は軽自動車と異なり、各都道府県に納める税金です。自動車税の納付は各自へ到達される納付書に基づき、5月中において各都道府県の条例で定める日までに納付しなければなりません。保有車両の排気量や用途などにより税額が異なりますが、一部グリーン化税制により税が軽減される場合もあります。
- 3. 夏季賞与決定までの準備...夏季賞与を支給する場合には、賞与の支給額を決めるための準備が必要です。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行いましょう。
- 4. 障害者雇用納付金の申告...2024年4月から2025年3月までの12ヶ月のうち、常時雇用している労働者数が100人を超える月が 5ヶ月以上ある場合、事業主は障害者雇用納付金の申告義務があります。
- 5.健康診断の実施...春の定期健康診断を実施する事業者は、医師・診療機関との最終確認、受信もれ者、追加者がいないかの確認をしましょう。当日やむを得ない事情で受診できない社員は、医師・診療機関へ後日の受診ができるかどうかの確認をし、受診を促します。なお、事業所単位において常時50名以上の労働者を雇用している場合は、「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署に遅滞なく提出します。





